

## 災害一般廃棄物の収集運搬に係る協定書

山形県(以下「甲」という。)と山形県環境整備事業協同組合(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

## (趣旨)

第1条 この協定は、災害時におけるし尿、浄化槽汚泥、その他災害に伴って発生する一般廃棄物(以下「災害一般廃棄物」という。)の収集運搬の初期活動に関して、甲が乙に支援協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

## (支援協力の要請手続)

第2条 甲は、被災地域の市町村(以下「被災市町村」という。)から災害一般廃棄物の 収集運搬について協力要請があるときは、乙に支援協力を要請するものとする。

## (被災市町村との協議)

第3条 被災市町村と乙は、支援協力の内容、方法等について、必要に応じて相互に協議し、確認するものとする。

## (経費負担)

第4条 支援協力は、無償で行うものとし、乙は甲に支援協力に要する経費負担を一切求めないものとする。

## (連絡窓口)

第5条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては山形県文化環境部環境整備課、乙においては、山形県環境整備事業協同組合事務局とする。

## (その他)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ、甲乙協議の上決定するものとする。

#### (適用)

第7条 この協定は、平成18年3月29日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成18年3月29日

甲山形県

山形県知事 齋 藤



乙 山形県環境整備事業協同組合 理事長 丹 野 秀



## 地震等大規模災害時における建築物等の解体撤去等に関する協定

山形県(以下「甲」という。)と一般社団法人山形県解体工事業協会(以下「乙」という。)は、地震等大規模災害時における建築物等の解体撤去等に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、県内において地震等による大規模な災害(以下「大規模災害」という。)が発生した場合に、山形県地域防災計画に基づき、甲が乙に対し、被災した建築物等の解体及び災害廃棄物の撤去等について協力を要請するに当たっての必要な事項を定める。

#### (定義)

第2条 この協定において、「災害廃棄物」とは、大規模災害により倒壊、焼失した建築物等の解体撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに大規模災害に伴い緊急に処理する必要が生じた廃棄物をいう。

#### (協力要請)

- 第3条 甲は、県内の被災市町村が実施する次の各号の事業(以下「解体撤去等」という。)について、 被災市町村からの支援要請に基づいて、乙に協力を要請する。
- (1) 被災した建築物等の解体
- (2) 災害廃棄物の撤去
- (3) その他前各号に伴う必要な事業

#### (要請手続き等)

第4条 甲は、第3条の規定により乙に協力を要請するに当たっては、別に定める様式に基づき通知する。ただし、これにより難い場合は、口頭により要請し、事後において、速やかに文書で通知する。

#### (解体撤去等の実施)

- 第5条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車両、機材等を調達し、市町村が実施する解 体撤去等に可能な限り協力するものとする。
- 2 乙は解体撤去等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。
- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮すること。

#### (情報の提供)

- 第6条 甲は、解体撤去等に円滑な協力を得られるように、乙に県内の被災状況、復旧状況その他必要 な情報を提供する。
- 2 乙は、前条の業務を行うに当たり、必要な情報を甲に求めることができる。

#### (実施報告)

第7条 乙は、解体撤去等を実施したときは、別に定める様式に基づき適時甲に報告する。

#### (費用負担)

第8条 第3条の要請に基づき実施した解体撤去等に要した費用については、当該解体撤去等に係る市町村が負担し、その価格は大規模災害時の直前における通常の価格を基準にして、乙と当該市町村協議のうえ決定するものとする。

#### (他被災都道府県への支援)

第9条 甲が、被災した他の都道府県に対して解体撤去等の支援を行うため、乙に協力要請を行った場合においても、乙はこの協定に準じて、可能な限り協力するものとする。

#### (協会員の状況等の報告)

第 10 条 乙は、この協定に基づく解体撤去等を円滑に行えるよう、人員、車両、資材等の状況について、別に定める様式に基づき毎年3月末日までに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めたときは、乙に随時報告を求めることができる。

#### (連絡体制)

第 11 条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては生活環境部循環型社会推進課、乙においては一般社団法人山形県解体工事業協会事務局とする。

#### (実施細目)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議のうえ、別に定める。

#### (協議)

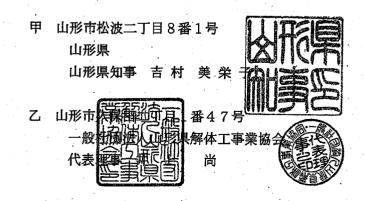
第 13 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議のうえ定める。

#### (実施期日)

第14条 この協定は、平成23年11月 1日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

#### 平成23年11月 1日





## 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定

山形県(以下「甲」という。)と社団法人山形県産業廃棄物協会(以下「乙」という。)は、地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、県内において地震等による大規模な災害(以下「大規模災害」という。)が 発生した場合に、山形県地域防災計画に基づき、甲が乙に対し、災害廃棄物の撤去、収集・運搬 及び処分の協力を要請するに当たって必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この協定において、「災害廃棄物」とは、大規模災害により倒壊、焼失した建築物等の解体撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに大規模災害に伴い緊急に処理する必要が生じた廃棄物をいう。

#### (協力要請)

- 第3条 甲は、県内の市町村(以下「市町村」という。)が実施する次の各号の事業(以下「災害廃棄物の処理等」という。)について、市町村からの要請に基づいて、乙に協力を要請する。
  - (1) 災害廃棄物の撤去
  - (2) 災害廃棄物の収集・運搬
  - (3) 災害廃棄物の処分
  - (4) 前各号に伴う必要な事業

## (協力内容)

- 第4条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、市町村が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力する。
- 2 乙は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意する。
  - (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

#### (情報の提供)

- 第5条 甲は、大規模災害時に、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるよう、乙に県内の被 災、復旧状況等必要な情報を提供する。
- 2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し、協力可能な会員の状況を甲に報告する。

#### (要請手続き)

- 第6条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、これにより難い場合は、口頭により要請し、事後に速やかに文書で通知する。
- (1) 市町村名
- (2) 協力内容
- (3) その他必要な事項

#### (報告)

- 第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲へ報告する。
  - (1) 市町村名
  - (2) 協力内容
  - (3) その他必要な事項

#### (費用負担)

第8条 第3条の要請に基づき、乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、当該 処理等にかかる市町村が負担し、その価格は大規模災害発生時の直前における適正な価格を基準 として、乙と当該市町村で協議の上決定する。

#### (損害補償)

第9条 第3条の要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に従事した者がそのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令による。

## (他被災都道府県への支援)

第10条 甲が、被災した他の都道府県に対して災害廃棄物の処理等についての支援を行うために 乙に協力要請を行った場合においても、乙はこの協定に準じて、可能な限り協力するものとする。

## (仮置場)

第11条 災害廃棄物の処理等に必要な仮置場については、当該処理等に係る市町村で確保するものとし、必要に応じて甲が調整を行う。

#### (報告)

第12条 乙は、本協定に係る協会員の人員、車両、資機材等の状況を2年ごとに作成し、これを 甲に報告する。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができる。

#### (連絡体制)

第13条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては文化環境部循環型社会推進課とし、 乙においては社団法人山形県産業廃棄物協会事務局とする。

#### (協議)

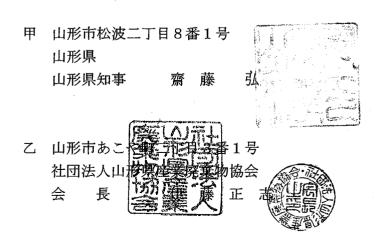
第14条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲乙が協議して定める。

#### (実施期日)

第15条 この協定は、平19年2月22日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

#### 平成19年2月22日



災害時における清掃及び消毒等環境衛生 に係る応急対策業務に関する協定書

平成22年3月31日

山 形 県

山形県ビルメンテナンス協同組合

山形県(以下「甲」という。)と、山形県ビルメンテナンス協同組合(以下「乙」という。)とは、災害時における清掃及び消毒等環境衛生に関する応急対策業務(以下「応急対策業務」という。)について、次のとおり協定を締結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき災害発生時に県内被災市町村が設置する 避難所等の応急対策業務について、甲が乙に対して要請するときに必要な基本的事項を定 めることを目的とする。

#### (要請)

- 第2条 甲は、次の各号に定めるいずれかの場合において、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対し様式第1号により要請することができる。
  - (1) 市町村から要請があった場合
  - (2) 前号に定める場合のほか、災害が発生する恐れがあり、甲が乙に対して要請を必要と 認めた場合
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合においては、口頭により要請することができる。この場合において、甲はその後速やかに様式第1号を提出するものとする。
- 3 乙は、甲から応急対策業務の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常 業務に優先して実施するものとする。

#### (報告)

第3条 乙は、応急対策業務を完了した場合は、甲に対して様式第2号により報告するものとする。

#### (費用負担)

- 第4条 応急対策業務の費用については、甲又は甲が指定する市町村が負担するものとする。
- 2 前項の規定により甲又は甲が指定する市町村が負担する費用の金額は、災害時直前の通常の単価により算出した額を基本として、甲乙協議して定めるものとする。

## (第三者等に対する損害)

第5条 応急対策業務の実施に伴い、第三者に損害を与えたときは、乙が負担するものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙協議してその賠償を行うものとする。

(補償)

第6条 この協定に基づいて業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償については、乙の責任において行うものとする。

(協定の効力)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日までに、双方いずれからも解約の意思表示がない場合は、更新されたものとし、その後においても同様とする。

(その他)

- 第8条 乙又は乙の組合員が、第2条第1項に規定する要請によらず、甲又は甲に要請のあった市町村と別に締結した契約等に基づき応急対策業務を実施する場合は、この協定の規定は適用しないものとする。
- 2 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議 のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通 を保有するものとする。

平成22年3月31日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号 山形県知事 吉 村 美 栄 子

乙 山形県山形市七日町三丁目1番9号

山形県ビルメンテナンス協同組合 代表理事 黒田 美喜男

平成 年 月 日

山形県ビルメンテナンス協同組合代表理事 殿

山形県知事

## 災害応急対策業務要請書

災害時における清掃及び消毒等環境衛生に係る応急対策業務に関する協定書第2条 の規定により、下記のとおり応急対策業務の実施を要請します。

記

- 1 業務場所
- 2 業務内容
- 3 連絡先

山形県知事 殿

山形県ビルメンテナンス協同組合代表理事

## 災害応急対策業務完了報告書

応急対策業務が完了したので、災害時における清掃及び消毒等環境衛生に係る応急対策務 に関する協定書第3条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 業務期間
- 2 業務場所
- 3 業務従事者
- 4 業務内容
- 5 その他 (添付書類、業務状況写真等)

## 災害時における電気設備等の応急対策に関する協定書

山形県(以下「甲」という。)と山形県電気工事工業組合(以下「乙」という。)とは、山形県内において、地震、風水害、その他の災害が発生した場合(以下「災害時」という。)における電気設備等の応急対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、災害時において、甲が管理する施設及び県内被災市町村が設置する 避難所等の電気設備、電気器具又は配線(以下「電気設備等」という。)の機能の確保 及び復旧を図るため、甲が乙に対して行う電気設備等の応急対策業務(以下「業務」と いう。)の要請について、必要な事項を定めるものとする。

#### (業務の要請)

- 第2条 甲は、甲が管理する施設において業務を実施する必要があるとき又は県内被災市 町村が設置する避難所等において、当該市町村から甲に対して業務の要請があったとき は、乙に対し「電気設備等の応急対策業務要請書」(別記様式第1号)を提出するものと する。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要するときは、口頭により要請を行い、事後速やかに文書を送付することができる。

#### (業務の内容)

- 第3条 業務の内容は、次のとおりとする。
  - (1) 災害時における電気設備等の損壊箇所等の被害状況の把握、報告及び点検
  - (2) 災害時における電気設備等の応急措置及び応急復旧工事
  - (3) その他甲が特に必要と認める業務

#### (業務の実施)

第4条 乙は、第2条の規定により甲から業務の要請を受けたときは、特別の事情がない 限り、乙の組合員に業務を実施させるものとする。

#### (業務の報告)

第5条 乙は、業務を実施したときは、その旨を甲に対して報告するものとする。この場合において、第3条第1号に掲げる内容については「災害情報等連絡票」(別記様式第2号)により、同条第2号及び第3号に掲げる内容については「電気設備等の応急対策業務に係る完了報告書」(別記様式第3号)により報告するものとする。

#### (費用負担)

- 第6条 業務のうち、第3条第1号に掲げる内容の実施に要する費用については当該業務 を実施する乙の組合員が、同条第2号及び第3号に掲げる内容の実施に要する費用については甲又は甲が指定する市町村が負担するものとする。
- 2 前項の規定により甲又は甲が指定する市町村が負担する費用の金額は、災害直前の適正な単価により算出した額を基本として、甲乙協議して定めるものとする。

(事故の補償等)

- 第7条 業務の実施により、作業員が負傷又は死亡した場合の損害に対する補償については、乙の責任において行うものとする。
- 2 乙は、業務の実施中に前項に規定する場合が生じたときは、「事故報告書」(別記様式 第4号)により甲に対してその詳細を報告しなければならない。

#### (第三者等に対する損害)

第8条 業務の実施により甲又は甲が指定する市町村若しくは第三者に損害を与えた場合の補償は、乙の責任において行うものとする。

#### (連絡責任者)

第9条 第2条の規定による要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行う ため、甲乙それぞれ連絡責任者を定め、その名簿を交換するものとする。

#### (協定の期間及び更新)

第10条 この協定は、締結の日からその効力を発揮するものとし、その有効期間は、1年間とする。ただし、甲又は乙から別段の申出がなされないときは、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

#### (その他)

- 第11条 乙又は乙の組合員が、第2条第1項に規定する要請によらず、甲又は甲に要請の あった市町村と別に締結した契約等に基づき業務を実施する場合は、この協定の規定は 適用しないものとする。
- 2 この協定に定めない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成23年1月31日

- 甲 山形市松波二丁目8番1号 山形県知事 吉村 美栄子
- 乙 山形市あこや町一丁目5番8号 山形県電気工事工業組合

理 事 長 髙 橋 勝 治

平成 年 月 日

山形県電気工事工業組合理事長 殿

山形県知事

## 電気設備等の応急対策業務要請書

災害時における電気設備等の応急対策に関する協定書第2条の規定に基づき、下記のとおり電気 設備等の応急対策業務の実施を要請します。

記

- 1 業務実施箇所
- 2 業務内容
- 3 その他

## ◎連絡先

担当課·係	
担当者氏名	
連 絡 先	TEL: FAX:

山形県知事 殿

山形県電気工事工業組合理事長

## 災害情報等連絡票

日		時	月	日	時	分現在	
支	部	名					
組	合	員					
報台	ら者 ほ	氏名					
連	絡	先					

災害発生箇所等	被害状況等 (現状、今後の被害拡大の見通し等)	備考

平成 年 月 日

山形県知事 殿

## 山形県電気工事工業組合理事長

#### 電気設備等の応急対策業務に係る完了報告書

電気設備等の応急対策業務が完了したので、災害時における電気設備等の応急対策に関する協定書第5条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

実施組合員名

- 1 業務の期間
- 2 業務の箇所
- 3 業務の従事者
- 4 業務の内容
- 5 その他 (添付書類、実施状況写真等)

平成 年 月 日

山形県知事 殿

山形県電気工事工業組合理事長

事 故 報 告 書

災害時における電気設備等の応急対策に関する協定書第7条第2項の規定に基づき、別添の必要 書類を添えて報告します。

## 事 故 報 告 書

出動を受けた災害名			
事故概要			
事 故 区 分 (該当項目はレ印)	<ul><li>態</li><li>転倒</li><li>場突</li><li>飛来・落下</li><li>別</li><li>崩壊・倒壊</li></ul>	切れ・こすれ	感電     動作の反動       爆発     無理な動作       破裂     その他       火災     分類不能       交通事故(道路)       交通事故(その他)
事故の発生日時・場所	所等   発生日時     発生場所     作業内容		
被害者	企業名		
(該当項目はレ印)	(ふりがな) 被害者氏名	性別	男 女 年 満 歳
	勤続年数 (経験年数)	年カ月	
事 故 程 度 (該当項目はレ印)	程 度 死 亡 [ ]	重 傷	軽 傷 二 不 休 傷
 「資機材等」の損害	名 称	損害の程度	保険等適用有無
	発	生状況	
報 告 月 日 報告書作成者	年 月 日   企業名	職名	
TK LI EI I F/JA/LI	上 不 4	八口	l .

## 災害時における廃棄物の収集運搬及び 浄化槽の点検等に係る協定書

山形県(以下「甲」という。)と公益社団法人山形県水質保全協会(以下「乙」という。)とは、山形県地域防災計画に基づき、災害時応援協力活動等の対応に関して次のとおり協定する。

## (目的)

第1条 この協定は、甲が乙に対し、災害時における下水道汚水、し尿、浄化槽汚泥、その 他災害に伴って発生する廃棄物(以下「災害廃棄物」という。)の収集運搬及び浄化槽の 点検等に関する応援協力を要請するに当たり必要な事項を定め、もって公衆衛生の確保、

第世用水域等の水質保全と被災浄化槽の早期復旧に期することを目的とする。



この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条号に規定する災害をいう。

- (1) 災害廃棄物の収集運搬
- (2) 浄化槽の緊急点検及び実態調査
- (3) その他浄化槽の点検等に係る必要な行為

#### (応援協力要請)

- 第3条 甲は、災害廃棄物の処理等が困難となった被災市町村からの要請があったときは、 乙に対し応援協力を要請するものとする。
- 2 前項の規定による乙への応援協力の要請は、次に揚げる事項について口頭又は電話等により速やかに行い、その後文書(様式第1号)を送付するものとする。
  - (1) 応援協力を要請した被災市町村の名称
  - (2) 災害廃棄物の収集運搬及び浄化槽の点検等の内容
  - (3) その他必要な事項

## (応援協力の実施)

第4条 乙は、応援協力の要請を受けた場合は、可能な範囲でこれに応ずるものとする。

#### (被災市町村との協議)

第5条 被災市町村と乙は、応援協力の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、 ・確認するものとする。

#### (応援協力のための通行)

第6条 甲は、乙の活動が円滑に実施できるように、道路等の通行につき、必要な措置を関係機関に働きかけるものとする。

## (実施報告)

第7条 乙は、第4条に規定する応援協力を終了したときは、速やかに文書(様式第2号)により甲に報告するものとする。

## (経費負担)

第8条 第4条の規定による応援協力に要する経費負担は、当該応援協力を実施した乙及び乙の会員と当該被災市町村が協議のうえ、決定するものとする。

## (災害対策に係る関係会議等への参画)

第9条 甲は、必要あると認めた場合は、乙に対し、甲の主催する関係会議に出席を求める ことができる。

## (連絡窓口)

- 第10条 この協定に伴う事務は、甲においては山形県環境エネルギー部循環型社会推進課、乙においては公益社団法人山形県水質保全協会が行うものとする。
- 2 甲の組織に変更が生じた場合、前項に規定する甲の事務は、変更後の廃棄物を所管 する組織が行うものとする。

#### (協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、 その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

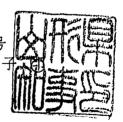
## (協定の期間及び更新)

第12条 本協定の期間は、契約締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了の日までに、甲若しくは乙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は甲乙の合意により協定内容の変更をした場合を除き、本協定は1年間更新されるものとし、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年6月29日

申 山形県山形市松波二丁目8番1号山 形 県 知 事 吉 村 美 栄 号



乙 山形県東根市大字野田695番地の8 公益社団法人 山形県水質保全協会 会 長 遠 藤 信 華

## 災害時における災害廃棄物の収集運搬及び 浄化槽の点検等業務応援要請書

公益社団法人 山形県水質保全協会	<u>숙</u>
	様
	山形県知事 〇〇〇
災害時における廃棄物の収集運搬及	とび浄化槽の点検等に係る協定書第3条の規定に
り、下記のとおり要請します。	
	記 記
	en e
1 要請市町村	
2 収集運搬、点検·調査実施	
及び点検・調査等要請内訳	別添「作業等要請内訳」のとおり。
[収集運搬、点検・調査基数他]	
3 点検·調査等期間	年 月 日()から 年 月 日()まで
4 その他参考となる事項	
· ·	
5 連絡先	

## 作業等要請內訳

要請者	市町村	課(室)係	
(担当課·担当者)	職名 氏名	TEL(FAX)	
要請業務区分	収集·運搬	点検・調査	その他
要請場所	1,		
要請期間(日時)			
実施内容			
人員			
車両			
機材			
物資			
その他			
備考			

## 災害時における災害廃棄物の収集運搬及び 浄化槽の点検等業務実績報告書

П	形	旦 4	田耳	<b>4</b> .	$\cap$	$\bigcirc$	$\cap$	0	様
$\mu$	ハン	715 /	\H =	⇒-	$\cup$	$\cup$	$\cup$	$\circ$	14

公益社団法人 山形県水質保全協会 会 長 ○ ○ ○ ○

災害時における廃棄物の収集運搬及び浄化槽の点検等に係る協定書第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 収集運搬、点検·調査市町村
- 2 収集運搬、点検・調査等実施 者名及び点検・調査実績〔収集運搬、点検・調査基数他〕

別添「作業等実績内訳」のとおり。

3 点検·調查等期間

年 月 日()から 年 月 日()まで

- 4 その他参考となる事項
- 5 連絡先

# 作業等実績内訳

実施者(社) (担当課·担当者)	社名 氏名	TEL(FAX)	
実施業務区分	収集·運搬	点検・調査	その他
実施場所			
実施期間(日時)			
実施内容			
人員			
車両			
機材			
物資			
その他			
備考			